

諮問番号：行政不服審査諮問第9号

答申番号：川情審査行服答申第9号

答 申 書

第1 審査会の結論

川口市長（以下「処分庁」という。）が、平成30年1月9日付けで審査請求人〇〇〇〇（以下「請求人」という。）に対して行った保育所等利用保留処分（以下「本件処分」という。）について請求人が同年1月26日付けで提起した審査請求（平成30年（審）第9号。以下「本件審査請求」という。）は、棄却するのが妥当である。

第2 本件処分に至るまでの経緯

1 請求人が入所を希望した施設並びにその3歳児クラスの募集人数及び入所希望者の数は次のとおりであった。

- (1) 第1希望 川口駅前保育園 募集人数 9名 入所希望者 176名
- (2) 第2希望 川口すみれ保育園 募集人数 3名 入所希望者 81名
- (3) 第3希望 川口西保育園 募集人数 15名 入所希望者 98名
- (4) 第4希望 ういず川口西口保育園 募集無 入所希望者 74名

2 処分庁は、請求人から提出された保育所等利用申込書、就労状況証明書及び在籍証明書に基づき、請求人の世帯については川口市保育所等利用調整基準指数表（平成30年度）（以下「指数表」という。）を用いて次の状況を認定し、保育の必要度を算定（指数化）した。

- (1) 父の勤務時間 自宅外労働（月160時間以上） 20点
- (2) 母の勤務時間 自宅外労働（月160時間以上） 20点
- (3) 有償認可外保育施設利用中 2点

合計 42点

3 請求人が利用を希望した各保育所の内定者における最低指数は次のとおりであった。また、これらの保育所の内定者はいずれも平成29年度において小規模保

育事業所を利用し、当該事業所を卒園予定である者（以下「卒園予定者」という。）であった。

- (1) 川口駅前保育園 42点（最優先）
- (2) 川口すみれ保育園 42点（最優先）
- (3) 川口西保育園 42点（最優先）

4 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長他通知「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日雇児発0910第2号他。以下「平成26年通知」という。）第2の7（2）においては、優先利用に関する基本的考え方が示され、当該優先利用の対象の例示として、小規模保育所等の卒園児童が挙げられており、利用調整に当たっての優先度を高める旨の通知がなされている。また、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」（平成28年4月7日雇児発0407第2号。以下「平成28年通知」という。）Ⅱの4においても、小規模保育所等の卒園児が円滑に保育所、幼稚園、認定子ども園に入所できるよう、市区町村が利用調整を行うに当たって配慮すべき旨を定めている。

第3 請求人の主張

1 処分庁の行った本件処分については次の理由から取消を求めるもの。

- (1) 請求人は配偶者と保育所入所申込みをした児童の計3人で生活をしているところ、請求人、配偶者ともに東京都内で正社員（就労時間は共に月160時間以上）として勤務し、現在は、無認可保育所を利用している。
- (2) このように共働き家庭で保育を必要とするのは一般的な世帯であり、それでも保育所を利用できないというのは不当であり、選考条件、選考過程に不備があると思われる。

2 勤務地が遠く、始業時間が早い事情から、午前7時20分より早く預けることのできる保育所への入所を希望している。したがって希望する保育所をえり好みしているわけではなく、待機となるのは不本意である。

- 3 上記のような意向を理解の上、他の利用可能な施設等の情報を提供するよう希望する。
- 4 入所申込みの際、祖父母の居住地は選考に際し考慮しないのであれば、当該事項を記載させる目的、必要性が低く、したがって選考時に不要な個人情報を安易に記載させることは改めるべきである。

第4 処分庁の主張

- 1 保育の利用については、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条において規定されているところ、市町村は必要な利用の調整又は利用の要請を行うこととされている。
- 2 請求人の利用を希望する施設については、利用希望者が募集人数を上回っていたことから、利用調整を行った。
利用調整にあたっては、指数表に基づき利用希望者ごとに保育の必要度を指数化し、指数の高い方から順番に保育の利用を決定した。請求人の指数は42点であった。
- 3 国からの通知によれば、現に小規模保育事業など地域型保育事業において保育を受けていた児童で年齢到達により当該施設を変更（卒園）しなければならないものにあつては利用調整において優先利用の対象とされており、継続した入所を可能とするよう配慮すべきとの考え方が示されている。
- 4 請求人が利用を希望する保育所（第1希望から第3希望までに限る。第4希望については、募集がないため、利用調整は行っていない。）についても、指数の高い者から利用を決定していったところ、当該保育所への入所を希望する者に請求人と同点の42点の者がいたが、これらの者は全て小規模保育事業所の卒園児であったため、上記国からの通知に従い、当該者を優先して利用を決定した。その結果、請求人が利用を希望する保育所にあつては募集人数に達し、請求人に係る児童については利用を保留することとした。
- 5 請求人は勤務地が遠く、始業時間が早いことを主張するが、これらについては保育を必要とする度合いを測る上での事情でないから、利用調整に影響を与えるものではなく、当該主張には理由がない。
- 6 したがって選考条件、選考過程に不備はなく、請求人の主張はいずれも認められるものではなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

- 7 請求人は、個人的な好みなどで特定施設を希望し待機しているとされるのは不本意と主張するが、保育所の入所処分とは、申込みの時点で申込みの内容により客観的に判断されるものであって、処分庁は請求人がえり好みをしたか否かを把握していないし、えり好みをしたと断定した上で当該事情を理由に入所保留としたものではない。なお、処分庁は申込みにあたっては可能な限り希望する園を多く記載すべき旨のアドバイスを行っている。
- 8 他の利用可能な施設等の情報提供について、及び祖父母の居住地を申請書に記載させている点については、本件処分には関係のないことであるから認否しない。

第5 審理員意見書の理由

1 本件処分の適法性について

- (1) 法第24条第1項及び第2項によれば、市町村は、保育を必要とする児童については、保育所において保育するか同項に規定する認定こども園又は家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じなければならないこととされている。

また、子ども・子育て支援法第20条第1項によれば、児童の保護者が、保育所等において教育・保育給付を受けようとするときは、その資格を有することなどについての認定申請し、その認定を受けなければならないとされている。

これらの規定によれば、法は、市町村に対して、子ども・子育て支援法第20条第1項により保育所等による保育の必要性の認定を行った児童については、保育所において保育するか、認定こども園又は家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講ずべきものと認められる。

一方、法附則第73条第1項により読み替えられた法第24条第3項によれば、保育所等の利用の調整については市町村に対し原則的に課しているところ、保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足しているか否かにかかわらず行うものであるから、保育所等が不足し、又は不足するおそれがある場合においては当然に行うものと解される。

- (2) 次に利用の調整については、児童福祉法施行規則第24条によれば、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとされている。

この保育の必要性の判断については具体的な基準等は示されていないことからすれば、市町村の裁量によるものと解される。

- (3) 処分庁においては上述したとおり、指数表を用いて保育の必要度を測っており、その内容については特段の裁量権の濫用ないし逸脱があると認められる点はない。

- (4) 請求人が入所を希望した施設に実際に入所を予定した者はいずれも卒園予定者であり、その指数は、請求人の子に係る指数と同数である。

この点につき、処分庁は、平成26年通知に従い、卒園予定者を利用調整において優先利用の対象として入所予定とし、その結果として請求人にあつては入所保留となった旨主張する。

確かに、平成26年通知においては卒園予定者を含む複数の事項が優先利用の対象として考えられ得るものとして例示されている。他方、これらの例示事項の中での優先順位は示されていないことから、本市において卒園予定者を指数表において「最優先」とした判断に裁量権の濫用又は逸脱があるか否かを検討すべきものと考えられるが、平成28年通知Ⅱの4では、卒園予定者が円滑に保育所等に入所できるよう利用の調整において配慮をすべき旨が述べられている。

そもそも利用調整とは、上述したとおり、保育の必要の程度を認めるなかで行われるものであるが、そこで用いられる指数表とは、家族等の状況のような利用希望者の有する事情に基づき保育の必要の程度を数値化するものである一方、卒園予定者に配慮して優先的に入所を認める判断とは、下記に述べるような政策的意味合いを含むものであり、その内容からすれば、卒園予定であることを保育の必要性の問題として、利用調整において

複数ある優先利用の対象となる事項の中でも最優先としたことに一定の理由は認められる。

そして、卒園予定者の置かれた立場について検討すれば、それまでに入所をしていた認可施設（小規模保育事業所）の入所対象年齢が0歳児から2歳児までに限定されているという施設側の都合により、卒園予定者は卒園を余儀なくされるのであり、国が、平成26年通知において卒園予定者を優先利用としたのに加え、平成28年通知において「配慮すべき」とした理由とは、保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足している現在、一旦認可施設（小規模保育事業所）に入所後、当該施設の卒園を余儀なくされた児童を待機児童に転落させることなく、切れ目無く保育をすべき義務から来るものと考えられるのであって、処分庁がこのような考え方に沿って本件処分を行ったことについて、直ちに無制約ないし根拠のない裁量権の濫用等ということとはできない。

(5) したがって本件処分は違法ないし不当なものということとはできない。

2 その他の主張について

(1) 請求人は勤務地が遠く、始業時間が早いことから午前7時20分より早く預けることのできる保育園を希望しており、したがって保育園をえり好みをしているわけではないところ、処分庁は請求人が個人的なえり好みをしたとして待機としている旨を主張し、不本意である旨を述べる。

しかし、請求人が保育園をえり好みをしていると処分庁が判断をした事実は確認できないし、当該判断により本件処分がなされたのではなく、処分庁は指数表を用いて保育の必要度を数値化した上で請求人の希望する保育所への入所の可否について判断しているのであるから、その結果として待機となったことに不当な点はない。

(2) なお、他の利用可能な施設等の情報提供の希望について、及び選考には考慮しない祖父母に関する居住地の記載義務についての主張については、本件

処分の違法性、妥当性を検討する上では関係の無いことであるから言及しない。

3 結論

以上のとおり、本件処分については違法ないし不当な点は認められないことから、本件審査請求については、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきものと考えられる。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
平成30年 8月 8日	諮問
平成30年 8月24日	処分庁から聴取、審議
平成30年 9月25日	審議

第7 審査会の判断

1 指数表の違法性の有無

本件処分の内容は、具体的には、指数表により点数化され決定されている。指数表という処分基準を設置し処分を行っていることは、行政手続の観点から公平性を担保することを趣旨とするので、指数表によっていることそれ自体は違法・不当な裁量権行使とは言えない。

しかし、その基準設定の裁量権が、与えられた制約の範囲を超え違法であることもあり得る（最高裁平成24年2月28日民集66巻3号1240頁）。

そこで、当審査会で、川口市の指数表を検分したところ、その内容に関係法令の趣旨を超えたような不合理な点は見出せなかった。

よって、指数表の内容それ自体が違法又は不当と言うことはできない。

2 他事考慮の有無

請求人は、「希望する保育所をえり好みしているわけではない」と主張している。もし、入所希望者が保育所をえり好みしているかどうかは処分の理由となるのであれば、いわゆる他事考慮による処分という可能性が生ずることとなる。

一般論として、考慮すべきでないことを考慮し行政処分を行った場合、裁量権の濫用となり、違法処分とされる（塩野宏「行政法Ⅰ〔第6版〕」150～151頁、宇賀克也「行政法概説Ⅰ〔第5版〕327頁」）。

しかし、本件において、処分庁が請求人が「保育所をえり好みしているかどうか」という点を考慮し、本件処分を行ったとの事情は見当たらない。

結局、保留処分となった理由は、指数表で請求人よりも上位の点の入所希望者及び請求人と同点の入所希望者のうち、国からの通知により優先利用の対象とされる小規模保育事業所において保育を受けていた児童の入所を希望する者によって、定員に達したことによるものであり何ら違法・不当な点はない。

3 祖父母の居住地等の記載について

請求人は、処分内容の違法性とは関連しない主張ではあるが、考慮事項ではない祖父母の居住地を入所申込みにあたり記載させる必要はないと主張する。

この点については、保育所等利用申込書の記載事項から祖父母の居住地を除くためには、規則改正が必要であるところ、現在、川口市では規則改正中であることを付言する。

4 標準審理期間の設定について

保育園も含め、我が国の園児・児童に関する制度は、1年単位で進行する。

一方、本件では、審査請求提起から当審査会への付議まで、半年以上を費やしている。場合によっては、狭義の申立利益との関係で問題を生じかねない。

改正行政不服審査法では、その第16条で標準審理期間の設定を努力目標としている。

ところで、川口市では、現在までこの標準審理期間の設定が行われていない。

しかし、審理が著しく遅延した場合、請求人の利益を損なう可能性があることから、当審査会は、標準審理期間の設定が必要と考える。

5 結論

以上から、本件処分については違法ないし不当な点は認められないことから、本件審査請求については、審理員意見書のとおり棄却するのが妥当である。

平成30年10月19日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊